



Title	報告1 東アジアにおける西洋法思想の受容と進化論
Author(s)	國分, 典子; KOKUBUN, Noriko
Citation	北大法学論集, 54(6), 173-191
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15263
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(6)_p173-191.pdf



東アジアにおける西洋法思想の受容と進化論

國分典子

一、はじめに

東アジアの近代化の過程においては、思想連鎖（山室信一）⁽¹⁾の問題がその文化的特徴を知る上での重要な視点であることは、今日しばしば採り上げられるところである。本研究会でも二〇〇〇年三月の鈴木賢氏の報告が、民法の分野でこうした視角から論じている。本報告では、憲法学の視点から東アジア三国の連鎖関係およびそこから生まれる三国に共通な問題点を考えてみたい。とはいえ、ここで扱うのは法典編纂や法解釈の間

題ではなく、その根底にある思想的背景の問題である。

東アジアにおける西洋法受容の始まりにおいては、『萬国公法』（Henry Wheaton, Elements of International Law, Philadelphia 1836）、『公法便覧』（Theodor D. Woolsey, Introduction to the Study of International Law, New York 1806）、『公法会通』（Johannes Caspar Bluntschli, Das moderne Völkerrecht der civilisierten Staaten als Rechtsbuch dargestellt, Nördlingen 1867）といった漢訳の国際法教科書が大きな役割を果たし、また社会的にもいわゆるウェスタン・インパクトの一翼を担ったことが知られてい

る。このうち、『公法会通』の著者であるブルンチュリ (Johannes Caspar Bluntschli) の著作は、日本ではドイツ学の先駆者、加藤弘之が *Allgemeines Staatsrecht* の一部を『国法汎論』として翻訳しており、憲法学の分野でも大きな影響をもつようになった。

加藤弘之において始まったドイツ学の流れは以後、日本の憲法学のなかでは主流を形成してゆくことになる。が、この流れは日本にとどまるものではなかった。韓国において憲法の教科書が出版されるのは、一九〇七、八年段階であるが、この時期に相次いで出版された四つの『憲法』というタイトルの著書のうち、現存する三つ⁽³⁾はいずれも日本のドイツ的な憲法論に依っており、当時日本で行われていた憲法の講義を元に作られたものであると考えられている。日本に学んだ韓国人留学生を通じて、日本のドイツ流憲法学は韓国に伝播したのだった。

日本における西洋の憲法思想の受容はもちろんこうした主流派(という言い方が妥当かどうかはわからないが、いわゆる東京大学系の)憲法学のみに見られるわけではない。自由民権運動の思想的基盤もまた当然ながら西洋から採り入れられたものであった。自由民権運動も思想連鎖の過程では日本に來た中国や韓国からの留学生に影響を与えている。では自由民権運動が

受容した西洋の思想とはどのようなものだったのか。ミル (John Stuart Mill)・ベンサム (Jeremy Bentham)・ルソー (Jean Jacques Rousseau)・スペンサー (Herbert Spencer) といった名前がかれらの書いたもののなかに散見される。ここで特に注目すべきはスペンサーである。自由民権運動の旗手、板垣退助がスペンサーの著書を「民権の教科書」と述べたことは有名であるが、今でこそあまり省みられなくなったかれの理論は、⁽⁴⁾ 当時はミル、ベンサム、ルソー以上にしばしば、天賦人權論者に引用されたものであった。その一方で、スペンサーは「有機体説」という点で、ブルンチュリと繋がっている。また、進化論は後述する「転向」後の加藤弘之が依拠した理論でもあった。さらに中国に目を向けても、ハックスリ (Henry Thomas Huxley) やスペンサーは嚴復や李啓超らが注目した理論である。このような観点を考えると、東アジアのこの時代の国家思想、人権思想には進化論が重要な役割を果たしているように思われる。

以下では、このような進化論⁽⁵⁾と有機体説や人權論、民権論の連関が、日本、中国、韓国にどのように現れていったかを概観する。

一、日本における受容

(1) 国法学における進化論の受容

進化論の日本における導入には、翻訳もさることながら、直接西洋人が日本にやって来て果たした役割が大きかったという特徴がある。モース (Edward Sylvester Morse)、フェノロサ (Ernest Francisco Fenollosa) といった東京大学で教鞭をとった外国人教授がこれに当たる。

モースは動物学者であり、大森貝塚の発見者としても有名な人物であるが、生物学的進化論のみならず、広く社会における進化の問題をも論じていた。東京大学でのかれの講義を口述筆記した「動物進化論」でも、その末尾で、進化論は他の学術においても次第に取り入れられているので学者はそれに遅れをとるべきではないと述べて、「天下ノ碩学」としてダーウィン (Charles Darwin)、スペンサー、ヘッケル (Ernst Heinrich Haeckel)、ハックスリらの名をあげている⁽⁹⁾。

一方、フェノロサはモースの推薦で東京大学の哲学教授となり、社会進化論の受容に大きな役割を果たした。かれは哲学以外に理財学や政治学、論理学なども教えていたといわれる⁽⁸⁾。明治一年の来日後早い時期に行われたと推定されている「政治

学講義」では、政治学を講ずるにはまず「人性ノ何タル、及ヒ人類ノ需要スル所及ビ目的トスル所ヲ充分ニ究メザルベカラズ⁽⁹⁾」とし、その「理学的考察」を重視して進化論を詳しく説明している。フェノロサの学生としては有賀長雄や市島謙吉らがいるほか、日本の進化論者として著名な外山正一は文学部の同僚、加藤弘之は当時の東京大学総理であり、いずれもフェノロサの影響を受けている。このうち国法学、国家学に関わる者として有賀長雄と加藤弘之に言及しておく。

有賀長雄は、東京専門学校 (現早稲田大学) の教授として「国法学」を講じた。また元老院、枢密院、内閣の秘書官、伊藤博文、山形有朋、大山巖らの秘書官、顧問、中華民国政府憲法顧問なども歴任しており、国法学、国家学の分野のみならず外交史や教育学、文学にまでわたる広い業績を残している。かれは当初、東京大学文学部哲学科に学び、フェノロサの講義を聞いている。初期の著作である進化論三部作、「社会進化論」、「宗教進化論」、「族制進化論」はこの講義に触発されたものだと思われるが、いずれもスペンサーの Principles of Sociology に依拠したものである。

その後、かれは私費でヨーロッパに留学して国法学の分野に転じ、プロイセンやオーストリアで学んでのち、国家学や国法

学の著書を世に送った。オーストリアでは日本の明治憲法起草に深く関わったシュタイン (Lorenz von Stein) の講義を聴いて⁽¹¹⁾、その著『国家学』でも「スタイン憲法史論」という一章を設けている⁽¹²⁾。有賀の著作のなかでも一人、多く引用されている学者がブルンチュリである。「外部ノ形状」から見た国家の説明について有賀は主としてブルンチュリの論に拠っており、⁽¹³⁾ 社会と国家の区別に関してもスペンサーでは区別が不明確だったとしてやはりブルンチュリ、シュタインを引用している⁽¹⁴⁾。

『国家学』に現われた国家観はスペンサーの社会進化論に基づいた征服説⁽¹⁵⁾の上にブルンチュリ、シュタインの理論を結合させた形になっており、日本が憲法制定にあたって参照したドイツ国法学と進化論のひとつの典型的な融合を示しているということが出来る。社会学的な考察としてみるシュタイン理論はスペンサーとドイツ国法学の接着剤としての意味をもつものでもあった。

同様の路線をさらに徹底しているのは加藤弘之である。加藤はその劇的な思想的転向のゆえに日本の進化論者としてはもつとも有名な人物である。日本におけるドイツ学の草分けであったかれは、初期に依拠していた天賦人權論を棄てて自らの著書を絶版とし、ダーウイン、スペンサー、ヘッケルらの進化論に

基づいた保守的な国家観を打ち出した。

かれが天賦人權論を棄てることを宣言した『人權新説』(一八八二年)の冒頭では、実証的な進化論に大いに触発され、これまでの妄想主義的な学問を脱却すべきであると感じた旨が説明され、天賦人權は「学者の妄想」であると断じられている。天賦人權に対する批判の根拠は、実存する証がないという点と、優勝劣敗の進化法則に従えば、生まれながらの自由平等はありえないという点にある。この点ではスペンサーの肯定する自由や平等の観念も批判の対象となっており、かれの進化論はスペンサーよりもヘッケルに拠った国権中心の性格が前面に出ている。以後、かれは進化論に基づいて国際競争のなかで「強者の権利」を獲得すべく国権強化を図り、上からの改革を進めようとするのである。

加藤の理論の特徴は漸進主義であった。かれは、優勝劣敗が急進的な力による民主主義の構築をも容認する恐れを考慮していた。このため、人知が進まず、道徳の明らかではない状態では優勝劣敗は必ずしも正義に適わないと述べている⁽¹⁸⁾。優勝劣敗といつても「良正なる」と「邪悪なる」ものがあるとし、体力・精神力等における優勝劣敗が必ずしも「心術・徳義」の問題である正邪善悪に一致するわけではない⁽¹⁹⁾のである。

加藤は民権論者たちが過激に走らず、「永く皇室の羽翼たらんこと」、漸進主義的な改革に基づいて立憲君主制が維持されることを望んで『人権新説』を結んでいる²⁰。

こうした加藤の理論の保守的な性格には転向以前からその素地があったことが指摘されている。中村雄二郎氏は、転向以前の加藤の理論が「どれだけ『天賦人権説』にあったといえるだろうか」と述べ、加藤の関心は初期の『西洋各国盛衰強弱一覽表』(一八六七年)にみられるように、専ら「国家的強盛の制度的秘密」の解明にあつたとして²²いる。かれの制度論的リアリズムは漸進主義として「転向」前後の思想を貫いたものであつた。

加藤は天賦人権論を捨て去る以前に、スイスの国法学者ブルンチュエリの *Allgemeines Staatsrecht* を天皇の侍読に使い、これを『国法汎論』(一八七六年)の名で出版しており、ブルンチュエリの影響を大きく受けたことでも知られている。ブルンチュエリは自由主義的な国法学者であつたが、国家有機体論者であり、漸進主義的な立憲主義者であつた。そもそも有機体論はブルンチュエリの時代には全体における個の意味を重視した立憲主義的な性格をもつようになっていたが、*Allgemeines Staatsrecht* のなかで加藤の翻訳した部分は、後半の自由権に関する部分ではな

く前半の国家概念や統治権に関する部分である。「人権新説」においてもブルンチュエリは好意的に引用されている²³。国家を独自の生命体と見るブルンチュエリの理論は、スペンサーの社会有機体説と通じるものでもあつた。加藤の理論は有機体思想を媒介に進化論を呼び込むことよつて進歩史観に基づいた上からの改革を是とする国家観を形成せしめたと考えられる。こうした社会進化論とドイツ国家有機体説を接合した保守的国家観は憲法学の分野では、その後、天皇中心主義的な憲法学者として名高い穂積八束にまで継承されてゆくことになる。

(2) 松島剛訳『社会平権論』と自由民権運動

一方、加藤が棄てた天賦人権論者たちによつても社会進化論は採り入れられている。特に、スペンサーの理論に前述のように「民権の教科書」と言われるまでの評価を与えるものになつたのがスペンサーの *Social Statics* を全訳した松島剛の『社会平権論』(一八八一—八三年)である²⁴。

『社会平権論』のなかで描かれたのは「同等自由の法則」であり、これがまさに民権論者たちを魅了したのであつた。スペンサーの理論の特徴はこの法則を「道義感情」(= *moral sense*) に基づくものであるとするところにあつた。「社会ノ真理」に

達するためには個人の性質を考へることから始めなくてはならないとするスペンサーは、社会が存立するというのは、その構成員に「共和ノ賦性」があるからであり、社会の現象は構成員の有する資質ないし性情から発生すると考へる。⁽²⁵⁾この考え方に従つて人間の性情を見るならば、言行において正邪の境界を与えるものとして「互相ノ交際ヲ支配シ、其正邪ヲ人ニ教示シ、善ヲ見テ喜び、悪ヲ見テ怒リ、遂ニ人ノ胸裡ニ正義ノ心術ヲ生誕セシムル」⁽²⁶⁾「道義感情」が人間にはある。「道義感情」とは「全社会ノ幸福ニ必要ナル正言方行ヲ人ニ勸ムル官能」⁽²⁷⁾である。みながこの感情に従つて生活するようになってゆくことで「最上ノ社会」⁽²⁸⁾に達するというのがかれの社会観であつた。

『社会平権論』は、「道義感情主義」の立場からみたベンサム
の「便宜主義」に対する批判から始まつている。ここでは「便宜主義」は政府を永久に継続するものであると考へているが、政府とは「文明ノ段階ヲ表セル標旗」に過ぎないのであつて、「万世必須ノ者」ではない、「悪逆ノ民」には必要であつても「善良ノ人」には無用なのだと言はれてゐる。山下重一氏はこの本が自由民権論者に歓迎された理由について、「個々人の『同等自由ノ法則』を『天意』と『道義感情』に訴えて強調することによつて、徹底した必要悪国家観を提示したことが、着々

と中央集権体制を創造しつゝあつた明治政府に対する強力な批判の武器と見做されたからにはかならないであらう」と、「ベンサムやミルの『便宜哲学』に不満であつた自由民権論者たち」⁽³¹⁾にも「道義感情」に基づくスペンサーの理論が受け入れられた理由を分析している。徹底した自由放任はそれ自体では自由民権論者の支持を得るものではなかつたが、「道義感情」の媒介によつてかれらの共感を呼び覚ますものとなつたのである。このように自由民権論者たちが注目したのは、スペンサー理論の自由や権利に関する部分であつた。しかし、かれらは同時に結果的にはその基盤となつた進化論も受容している。

前述の加藤弘之が「人權新説」で著した考へに對しては、天賦人權論者からの強い批判が起つたが、その批判も進化論そのものまで批判したものではなかつた。

馬場辰猪は「天賦人權論」で加藤弘之の「人權新説」を批判する際、天賦人權説が決して進化主義と一致しないものではないことを力説しているし、またスペンサーの社会有機体論をほぼそのまま受容してゐたという点では国家有機体説を採つていた加藤に近い国家観をもつてゐた。また植木枝盛も加藤を批判した「天賦人權弁」のなかで、「植物」のように漸進的に進歩すべきという加藤の論に批判を加えるものの、進化論そのもの

は受け入れた上で、スペンサーの「夫レ社会ノ真理ニ到達スルノ道ハ之ヲ組織スル所ノ一個人ノ性質ヲ吟味スルノ外一モアルコトナシ」という説に依拠した人権論を展開している。⁽³³⁾

さらに進化の思想は、このような天賦人権論批判に対する再批判の過程でのみではなく、より積極的な位置づけを与えられてもいる。なかでも日本では「東洋のルソー」の異名をとった中江兆民が『三酔人経倫問答』においてダーウィンらの考え方を引用し、君主専断制から立憲君主制、さらに民主制へと進む政治的進化を述べていることは特筆に価するであろう。⁽³⁴⁾

このような民権論者、人権論者の議論における進化論の受容にはスペンサー思想の影響のみならず、日本の文明開化期の思想の共通基盤が影響していると考えられる。文明開化は野蛮から文明へという進歩史観の下で成立したものであり、「進化論」とはいわなくとも進歩主義的な思想は、福沢諭吉をはじめ、当時の「進歩的」な知識人の共通の土台であった。進化論はこうした土壌の下で日本では、西洋社会において以上に、人権論者にも受け入れられやすい状況にあったといえよう。

三、中国における受容

中国に進化論が入ったのは日清戦争後のことで、イギリスに学んだ嚴復がハックスリーの *Evolution and Ethics* を翻訳した『天演論』(一八九八年) ⁽³⁵⁾ がその最初だといわれている。正確には『天演論』以前に嚴復は一八九五年の「原強」で進化論に触れており、また一八八三年の丁韪良 (Martin) の『西学考略』にも紹介があるが、いずれにせよ、『天演論』が広く中国に社会進化論を知らしめる最初の著書であったことに変わりはない。⁽³⁶⁾

日清戦争の結果、中国は最後の朝貢国、朝鮮の宗主権を放棄し、朝貢体制は崩壊した。日清戦争は「中国人の世界像転換の最終幕」⁽³⁷⁾ を用意したといわれるように、これによって中国に新しい世界観が否応なく入ってくるようになった。嚴復の「天演論」の翻訳はまさにその時期にあたる。

自ら英国で学んだ嚴復の書いた『天演論』は単なる翻訳に終わらず、ハックスリーの原文に関連して解説でソクラテスやプラトンなどのギリシアの哲学者やロック (John Locke)、ヒューム (David Hume)、デカルト (René Descartes) らの学説をも紹介して載せており、特にスペンサーについて詳しく書かれていた。嚴復はのちにスペンサーの *A Study of Sociology* をも『群学肄言』として訳出しているが、⁽³⁸⁾ 『天演論』の解説を見ても、嚴復自身は元々、ハックスリーよりもスペンサーの理論に共鳴し

ていたらしいことがわかる。

敵復の中国における意義は、「中体西用」ではなく進化論を普遍的な理論として中国にも導入しようとした点にあった。『天演論』翻訳の自序のなかで、かれはスペンサーが「天演」(evolution)を「翁まりて以つて質を合し、辟きて以つて力を出だす。始め簡易にして終り雑糅なり」と定義していることを挙げ、これは『易』のなかに見られる考え方とよく呼応している」と述べている。しかしこれに続けて、「しかしながら、かかる点にもとづいて、いつでも、かの国で發明されたものは、すべて中国に前からあつたものだといひ、極端なのは、その学問はみな東から渡つたものから出ているというならば、こんどは、事實には無関係に、まさに自分じしんを愚昧にする説となる。そもそも古人がその端緒を開いたのに、後世の人がそれを完成できず、古人がその大要を示したのに、後世の人がその精密な議論を立てることができないなら、學術をもたない未開の民にほかならない」と、古書にしがみつき、また西学は形而下のこととがら、功利的な部分でしか優れていないと考える者たちを批判している。⁽³⁹⁾

当時の国家状況のなかで、有機体の部分である個人の自由平等は全体としての国家の富強手段であるというのが敵復の考え

であり、かれのスペンサー理解であつた。⁽⁴⁰⁾

一方、同じく近代化を指向しながらも、翻訳をもつて直接に進化論を導入した敵復とは全く反対の立場に立つのが康有為である。かれは儒教教育を受けながらも、それに満足することができずに閉じこもつて思索にふけり西洋の自然科学にも目を向けることで新しい儒教解釈を開いた。その解釈に影響を与えたのは公羊学であつた。一八九七年の著作「孔子改制考」で、康有為は、「春秋公羊伝」を通じて孔子が「据乱」から「升平」へ「升平」から「太平」へと移る歴史的変革の大義を伝えたとして、孔子の名の下に改革を正当化して、政体も君主制から民主制へと変遷すべきであると述べ、また同時に、自由・平等・博愛が「聖人の道」の本旨であることを主張している。かれの「三世進化説」「大同論」は公羊学と西洋の進化論思想を融合させた性格をもつていたと思われるが、その著作ではあくまで孔子の著作の真偽解釈の問題として論じられている。康有為の主張は戊戌変法に生かされた。しかし、理論的にはかなり強引な解釈手法の問題もあり、必ずしも支持者は多くなかつたようである。

進化思想はむしろ、康有為の弟子、梁啓超において新たな発展を見た。梁啓超は戊戌変法に失敗して康有為同様、一八九八

年に日本に亡命し、そこで自ら述べるように新しい思想を開花させた。そして唱えたのが「民権救国」論である。土屋英雄氏は、亡命後の梁啓超の理論を「民権救国」期と「国権救国」期に分けているが、この区分に従えば、「民権救国」期の理論の基礎として受容されたのは日本で学んだルソー、ミル、スペンサー、イェーリング (Rudolf von Jhering) らの理論であり、「国権救国」期に重要な役割を果たしたのは、ブルンチュリであった。⁵⁴³

かれの「民権救国」の考え方には天赋人權的な発想も示されているが、その主たる論点は、「民が無くてなんで国がある。国が無くてなんで民がある。民と国は一にして二、二にして一である」、「国が亡くなれば人權も無くなる」、「民権が興れば⁽⁴⁴⁾ 国権も立ち、民権が減すれば国権も亡ぶ」ということ⁽⁴⁵⁾ にあった。かれはイェーリングの『権利のための闘争』を引用して国民の自存を促しており、国民の覚醒に基づく国家の自立、すなわち国民国家の確立を目指している。⁽⁴⁵⁾ 目的は救国であるという点では「民権救国」論においてもそもそも国家に比重を置いた考え方が示されていたといえる。一九〇二—三年以降の「国権救国」期になると、梁啓超は「ルソーは一九世紀の母、ブルンチュリは二〇世紀の母」と述べて、国家有機体説に立った救国論を展

開する。いわく、「わが中国が今日、最も欠けていて、最も急いで必要としているのは、有機的な統一と有力な秩序である。

自由、平等はその次である。⁽⁴⁶⁾ かれは『清議報』の第一一号から三一号までにブルンチュリを翻訳した「德国伯倫知理著国家論」を掲載し、また『政治学小叢書之一 国家学綱領』も刊行している。⁽⁴⁷⁾ 梁啓超によれば、中国は有機体以前の「部民」の国であると批判される。そして国際社会がすでに民族主義の時代から民族帝国主義の時代に入っている以上、文民が野蛮を統治するのは「天演享くべきの権利」なのであるから、民族主義にすら至っていない中国は今の状態では列強に統治されるのも当然、これを逃れるには「新民」により民族主義を実現し、新しい国家建設を行うしかないと述べられるのである。こうしたかれの考え方はその後の中国の政治思想家たちに大きな影響力を与え、改革、革命の思想的基盤を与えてゆくことになった。

四、韓国における受容

韓国における西洋思想受容のルートとしては、日本と同様、書籍を通じての受容、お雇い外国人を通じての受容も考えられ

るが、最も大きな役割を果たしたと考えられるのが留学生や亡命者など、自国人が外国に行つて学んだことを通じての受容である。特に日本への留学生は、一八八一年に紳士遊覧団の随員として日本に來た兪吉濬、柳定秀、尹致昊をはじめとして次第に増加しており、これらの人々が朝鮮・韓国の政治社会に多くの影響を与えることになる。

このうち、兪吉濬の韓国法思想史のなかで果たした役割についてはすでに岡克彦氏が詳細に検討されているところであり、⁽⁴⁸⁾かれが福沢諭吉や日本で政治学を講じていたラートゲン (Karl Rathgen) から西洋法思想を受容したことが知られている。兪吉濬は福沢に学んだと思われる天賦人權論を韓国に導入したという点で韓国の人權論史上重要な人物であるが、そのかれもそもそも一八八一年に日本に來た際、最初にモースの講演を聞いて感銘を受け、一八八三年に合衆国視察団の正員となつたときにはそのまま留學してモースの指導を受けている。また、かれの学んだ慶應義塾でも当時スペンサーの理論についての講義があつたといわれ、福沢諭吉の理論そのものもスペンサーの影響を受けていたといふ点ではかれについても進化論の影響が考えられる。⁽⁴⁹⁾

兪吉濬は「進化」のことばこそ使わないものの、「競争論」

で、「大きくは天下國家の事から小さくは一身一家の事に至るまでことごとく皆競争によつて始まり進歩するものである」⁽⁵⁰⁾とする進歩史観を示す。国については「一國の盛衰強弱は、競争の大小高下にある。もし、一國に競争するところがなければ、富強をして文明の境域に至ることができないだけでなく、その國を保全できない」⁽⁵¹⁾として國際社会での国力の強化の必要を唱えている。また『西遊見聞』でも「人世の競励」という一文がある。但し、ここで「競争」ではなく「競励」とあるのは岡氏によれば、儒教的性格を示すものである。

鄭福姬氏によれば、進化論は一八七〇年代中庸から中国と日本を通じて韓国に入つたとされる。⁽⁵²⁾初期には、中国の公羊學派の思想が開化派の朴珪壽、吳慶錫、劉洪基らに受容された。兪吉濬もかれらから教えを受けている。⁽⁵³⁾朴泳孝、金玉均もそうであつた。國家の漸進的な進歩という観点は、まずは公羊學からの流れとして捉えるべきものかもしれない。

より明白な形で西洋流の社会進化論が唱えられるのは、もう少し後になる。特に米國に学び『独立新聞』を發行して個人の自由を重視した論説を書いた徐載弼や尹致昊の叙述に、進化論の影響が如実に現われた。⁽⁵⁴⁾『独立新聞』で興味深いのは、優劣敗が自然の必然と考えられる結果、植民地帝國主義がやむ

を得ないものとして正当化されていることである。そして帝国主義的な白人支配に対抗する手段として考えられたのが、黄色人種による連帯であった。『独立新聞』では、日本のアジア主義に呼応するような韓・中・日のアジア連帯主義が唱えられるに至っている。

但し、進化論は、日本が韓国支配の歩を進めた一九〇五年以降、いわゆる愛国啓蒙運動のなかでは日本に対抗する国家的自強の理論として展開されることとなる。この時代に韓国内および日本の留学生の間では多くの愛国啓蒙団体が設立され、それぞれの機関誌を発行した。国民の啓蒙を以って国力の強化を図ったこれらの雑誌のなかでは、各学問分野の論説において進化論の影響を受けた内容が数多く見られる。翻訳書としては、加藤弘之の『人権新説』や『強者の権利の競争』も一九〇八年に出版された。日本の進化論者の一人、市島謙吉の『政治原論』の翻訳も同じくこの当時、出版されている。一方では天賦人権論やブルンチュリの理論も引用され、ブルンチュリの *Allgemeines Staatsrecht* については一九〇六、七年に部分的に翻訳が出ている。

こうした中で翻訳や理論紹介とは異なり、積極的にかねらの主張に取り込まれて展開されているのが、梁啓超の論である。

特に愛国啓蒙雑誌のなかの「人生の大罪悪は自由を棄つるに在り」⁽⁵⁵⁾、「人権は国権の基礎」⁽⁵⁶⁾、「民是論」⁽⁵⁷⁾といった人権を扱った論稿のなかでの議論が梁啓超の理論に基づいている点に特徴がある。これは先の梁啓超のところでも触れた内容に従えば、前期梁啓超の「民権救国」的な議論に拠ったものである。愛国啓蒙雑誌の緒論では、進化論は主に人権や民権と結びついた自強の理論という側面を有する。また有機体説も登場するが、これと同じ文脈で、個々の国民の愛国心を覚醒し、民族精神を強調するための理論として展開され⁽⁵⁸⁾、また社会の一員としての自覚を促すために用いられたという性格が強い点に特徴がある。こうしたかれらの主張は一九一〇年以降には、植民地下の民族独立運動を支えるものとなっていく⁽⁶⁰⁾。

五、東アジアにおける進化論の機能

以上の日本、中国、韓国の進化論受容形態の概略をみると、西洋書籍を通じての受容のほか、日本では西洋の学者を通じての受容、中国では西洋に留学した者による受容や公羊学的理解さらに日本を通じての間接受容、韓国では中国と同様の三ルートのほか、梁啓超を通じての受容、といった多様な受容形態、

相互の連鎖関係がみられる。こうした東アジア三国における西洋思想の受容のあり方については、これらの国々において理論がどこまで正確に理解されたかを疑問視する声も強い。しかしいずれにせよ、進化論についていえば、この理論は西洋社会で以上に東アジアで大きなインパクトを持ちえた。なぜなら、西洋諸国の支配する国際社会に投げ出されたこれらの諸国は、「優勝劣敗」「適者生存」の法則を現実のものとしてより強く肌で感じざるを得なかったからである。そして進化論の受容は、「世界がひとつのものでひとつの法則性を帯びている」という新たな世界観をかれらに共有せしめることになった。

この新たな世界観は、より具体的には以下のような側面を有している。

第一には、仏教や儒教の思想のなかにあった循環史観が淘汰され、進歩史観が支配的になったということ、第二には、スペンサー流の進化論の前提として現われる自由や平等の観念が導入されることで、個の覚醒が始まったということ、そして第三には、科学的な法則性が考慮されるようになったということである。

第一についていえば、進化論によって歴史を進化（これは進歩ないし発展といった程度の理解に止まることも多かったが）

の過程とみる考え方が生まれたことは単に歴史観のみならず、世界観全体の問題として、国家観、倫理観、道徳観にも影響を与えた。中国や韓国の理論に見られたように、進化思想は必ずしも西洋思想にのみ負っているわけではなく、公羊学のような東洋思想にも負っている。しかし、公羊学派の理論が省みられるようになったのも、そもそも社会状況において、それまでの歴史観が反省を迫られたからである。「世界がひとつの法則性を帯びて進化している」とすれば、進化型もひとつに集約される。進化型としての西洋モデルは国家形態の面でも人権論の面でも、普遍的価値のあるものとして重視されることとなった。同時に西洋の覇権秩序に対しても根本的な批判は生まれにくいという西洋追従型の発展構造がここから生まれている。

第二の観点で挙げた自由と平等は、天賦人権論に結びつき、日本では自由民権運動の理論的基礎としての役割を果たした。こうした受容とは反対方向を示すものとして加藤弘之の反天賦人権論、国権中心主義が挙げられる。しかし、「個」の覚醒というのは必ずしも個人の権利の覚醒のみを指すのではない。それまで支配体制の中に組み込まれていた部分が覚醒したという意味である。競争による「強者の権利」の獲得を重視する加藤にとって「権利」は国際社会における「国家の権利」の問題と

してやはり重要な意味をもっていた。加藤の理論も、東アジアの支配体制のなかで眠っていたネーションという「個」の覚醒であったという点では、自由民権運動と共通の基盤を有していたといえる。この二つの「個」の覚醒は中国、韓国の「救国」論ではより如実に同化して現われる。このときに個人とネーションを繋ぐ道具として用いられるのが有機体概念である。有機体として統一される国民と国家は、ともに「強者の権利」を獲得するという目的の下に一体となって競争に臨む。有機体概念は、東アジア三国ではこのための概念装置としてのみ使われた感が強い。ドイツと比べて国家有機体説と国家法人説の区別が不明確であるというこれらの国々の理論的特徴もこうした受容時の状況に起因するものであると思われる。

第三の科学的法則性について考えると、科学的考察方法の重視はアジアの近代化の過程でかなり早くから起こっていた。中国西用、東道西器、和魂洋才といった各国のことばが生まれたのも、自然科学分野での西洋の先進性が注目されたからにはかならない。また、そもそもそれ以前の問題として、西洋の学を受容を通じて東洋においても自然科学と精神科学の境界が明白に設定されるようになったということに注目すべきであろう。進化論の受容は、この自然科学と精神科学の境界を異なる面か

ら再び放逐する要素を有していた。進化論における自然科学と精神科学の融合ないし混同は、ギリシア時代から両者が区分されていた西洋よりは東洋で受け入れられやすい要素をもっていたと考えられる。しかし同時に東アジアでは、進化論と自然法論がほぼ同時期に受容されたため、自然法則が容易に自然法に取って代わられる、あるいは、自然法則と自然法が混同して理解されるといふ現象が起こった。この結果、天賦人權思想は西洋の自然法論の系譜とは異なる脆弱さをもっている。

さらに他面で、社会における進化法則の発見という課題は、結果的に方法論としての歴史主義との結合という方向性を見出したという問題がある。⁽⁶⁾ 歴史主義に属するブルンチュリがこの時代に好まれたことはこの点にも符合している。日本の加藤弘之、有賀長雄、穂積八束の保守的理論は、いずれもこの方向性を追求したものであるということができよう。歴史主義は先の第二点で述べたネーションの覚醒と相俟って民族主義を押し進めることになる。中国の救国論、韓国の自強論はこの文脈で捉えることができるものである。またこの点は、先天的天賦人權思想の脆弱性と合わせ考えると、人権が国権や民族の権利の影に隠れがちになるといふ問題をも生ぜしめているように思われる。

東アジア三国のその後の歴史は、日本においては植民地帝国

主義、中国においては革命運動、韓国においては独立運動という、異なる方向性を生んだ。しかし以上の点を考えると、この三つの方向性は、実は共通の思想基盤の上に立つものということができそうなのである。

六、おわりに

ところで、最後に「グローバリズムとリージョナリズム」という今回のシンポジウムの現代的な共通テーマにも関わらず、進化論という極めて時代錯誤的な問題を扱ったことに、若干の弁解をしておきたい。

藤原帰一氏は「グローバリゼーション」について、「フィリピンのエストラダ大統領と、日本の小渕首相と、イギリスのブレア首相と、アメリカのクリントン大統領が、別の場所、別の案件につき、別の状況の中で、同じ言葉を用いている」として、「グローバリゼーションは、これまでの発展段階を指すような概念よりは、地球温暖化のような、世界全体を同時に覆う自然現象のように捉えられている」と述べている。⁽⁶³⁾ 進化論の提示した「進化」概念について考えるならば、それは発展段階論に結びつく一方で、別の場所の別の状況、別の分野、別の文

脈で、ほぼ同時に語られたという特徴を有する。進化はまさに自然現象として世界全体を覆うものと捉えられた。この報告で扱った社会に関する進化論に限ってみても、日本では、自由民権運動の原理を基礎づけるものとして受容されたと同時に、この運動に対立する加藤弘之や明治政府に依つても重要視され、異なる文脈で同時に取り上げられたという性格をもっている。アメリカにおいても、スペンサーは異なる社会層の支持を受けた。スペンサーの熱烈な信奉者であったといわれるラファディオ・オ・ハーン (Lafadio Hearn) はニュー・オリンズの新聞記者としてスペンサーの本の書評を書いているが、そのかれに最初にスペンサーの著書を勧めたのはウエスト・ポイント出身の海軍大尉であったそうである。⁽⁶⁴⁾ さらに当時、東アジアで採り上げられたその他の西洋思想家と比較し、スペンサー (1820-1903)、ハックスリ (1825-1895) はかれらにとつて同時代人であったという意味でも社会進化論のブームは東西で同時的に起こったという特徴がある。

つまり地球規模で捉えなくてはならないような一定の出来事が起こっている状態が「グローバリゼーション」であり、その状態を前提にそれを積極的に認知・評価する見方が「グローバリズム」であると考えられるならば、進化論ブームは「地球規

模で起こった出来事」を認知、評価する方法としてひとつの理論が機能し得た稀有な事例であったように思われるのである。かつ、進化論の東アジア三国における受容は、単なる近代化あるいは新たな世界的覇権秩序への統合としてのグローバリゼーションの原初形態を示していたというのみではない要素を有している。それはスペンサーの進化論とその受け入れ方において生じた問題であった。スペンサー理論が国家理念との関連で果たした最も重要な役割は、進化論を自由放任と結びつけたことにある。進化の法則は自然や社会をすべて包括した万物の法則である。自由放任は単なる経済政策上の問題ではなく自然のプロセスとして捉えられ、国家はむやみに自然のプロセスに干渉すべきものではないとされた。しかしながら現実にスペンサーが東アジア三国において果たした役割は、自由放任のなかで生き残るためのナショナリズムの惹起であった。ナショナリズムは「近代化に伴う秩序意識の形態」⁽⁶⁵⁾であるといわれるように、近代化を通じて世界秩序が形成されてゆく上での副産物であったともいえる。グローバリズムとナショナリズムは相対立する⁽⁶⁶⁾ように見えながらも実はコインの裏表を為す概念であるという現代につながる問題は、すでにここに示されている。

歴史の流れのなかで社会進化論がその影響力を失ったのは、

共産主義の台頭によるところが大きかった。共産主義の衰弱とともに現われた現代のグローバリゼーションを支える思想が自由主義であるとすれば、今日においても、再び、個の思想としてのナショナリズムが喚起されることは当たり前の現象といえるかもしれない。グローバリズムとナショナリズムが適正な共存関係を維持できたときに、「歴史は循環しない」といえるのであり、われわれは「進化」したといえるのであろう。

注

(1) 山室信一『思想課題としてのアジア』岩波書店二〇〇一年、参照。

(2) 鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」(国際ワーカーショップ「東アジアにおける法学の二一世紀的課題」報告、於・北海道大学、北大法学論集第五三巻第三号三〇八頁以下に所収)。

(3) 趙聲九「憲法」、金祥演「憲法」、兪致衡「憲法」、朴勝彬「憲法」のうち、前三者のみ今日、所在がわかっていない。

(4) 下出隼吉『「社会平権論」解題』明治文化研究会編『明治文化全集』第四版第二巻日本評論社一九六九年三七頁、参照。

- (5) 進化論は綿密にいえば、生物学的進化論、社会ダーウイニズム、社会進化論、等、区別して用いられねばならない。が、ここではのちに言及するように東アジア三国(中国、韓国、日本)がこれらを綿密に区別することなく受容したのに従い、進化論として総称することにする。
- (6) エドワルド・エス・モールズ口述、石川千代松筆記「動物進化論」明治文化研究会編『明治文化全集』第二七巻日本評論社一九六七年三一—九頁以下。口述筆記されたいきさつについては冒頭の石川千代松「例言」同三一—頁および高市慶雄の「動物進化論」についての「解題」同二七頁、参照。
- (7) かれは大学以外でも「東大開講前に公務員や高等の学生を対象に毎日曜日スペインサ—哲学の講義をした」といわれている(フェノロサ「政治学講義」松本三之介・山室信一校注「学問と知識人」岩波書店一九八八年三四—頁、参照)。
- (8) 山下重一『スペインサ—と日本近代』御茶の水書房一九八三年一二七頁以下。
- (9) フェノロサ前掲「政治学講義」三四五頁。
- (10) 山泉進「社会進化論から国家学への変進」有賀長雄(一八六〇—一九二二)「峰島旭雄編『近代日本思想史の群像—早稲田とその周辺—』北樹出版一九九七年六五頁、参照。
- (11) 山泉前掲「社会進化論から国家学への変進」有賀長雄(一八六〇—一九二二)八五頁。
- (12) 有賀長雄『国家学』牧野書房一八八九年五二頁以下。
- (13) 有賀前掲『国家学』二頁以下。
- (14) 有賀前掲『国家学』六二頁以下。
- (15) 有賀前掲『国家学』七四頁。
- (16) 加藤弘之「人権新説」植手通有編『日本の名著』三四卷中央公論社一九八四年四—三頁。
- (17) 加藤前掲「人権新説」四三八頁。
- (18) 加藤前掲「人権新説」四六二頁。
- (19) 加藤前掲「人権新説」四六〇頁。
- (20) 加藤前掲「人権新説」四六二頁。
- (21) 中村雄二郎「加藤弘之の制度観と自然観(一) — 家族国家思想形成との関係において —」同『近代日本における制度と思想』未来社一九六七年一八三頁。
- (22) 中村前掲「加藤弘之の制度観と自然観(二) — 家族国家思想形成との関係において —」一八八頁。
- (23) 加藤前掲「人権新説」四五—頁。
- (24) Social Status は、今日では「社会静学」と訳されるのが一般である(下出前掲「社会平権論」解題)三二六頁、参照)。日本におけるスペインサ—の受容はほぼ一八七七年前後に始まったとされている。邦訳もこの頃から相次いで出された(山下前掲『スペインサ—と日本近代』四頁

- 以下、参照)。なかでも一八八一年から一八八三年にかけて出された『社会平権論』は、「明治十三年といえは、国会開設論やら自由民権論やらが大きいに沸騰しかけたときである。そこへこの『社会平権論』が現われたのであるから、世間が大騒ぎして歓迎した。何よりもこの平権の二字が有志家の頭にピッタリと響いたのである」(山下前掲『スペンサーと日本近代』五八頁、参照。なお同著によれば、この一文は、柳田泉『社会平権論』訳者・松島剛)同『明治翻訳文学の研究』松柏館書店一九三五年四四〇頁以下の引用であるが、この本の所在は見つけることができなかつた。)といわれるように民権運動を理論的に支えるものとして使われ、スペンサー・ブームを引き起こした(松永俊男『近代進化論の成り立ち』ダーウインから現代まで』創元社一九八八年一五一頁、参照)。
- (25) 斯邊瑣著・松島剛訳『社会平権論』第二版文盛堂一八八八年二八頁以下。
- (26) 斯邊瑣前掲『社会平権論』三四頁。
- (27) 同。
- (28) 斯邊瑣前掲『社会平権論』六六頁。
- (29) 斯邊瑣前掲『社会平権論』一二二頁以下。
- (30) 山下前掲『スペンサーと日本近代』六三頁。
- (31) 山下前掲『スペンサーと日本近代』五九頁。
- (32) 馬場辰猪「天賦人權論」前掲『明治文化全集』第二卷四四二頁以下。
- (33) 植木枝盛「天賦人權弁」前掲『明治文化全集』第二卷四七九頁。なお付け加えるならば、加藤の批判者のなかには同じ進化論者の外山正一もいた。長くアメリカに学んだかれは、スペンサーの立場に立ちつつ、加藤が進化論を誤解していることを詳細に説いており、また加藤をもつて「似て非なる進化主義者流」に過ぎず、それが故に「似て非なる非天賦人權者流」なのではないかと断じていることは興味深い(外山正一「再び人權新説著者に質し併せてスペンセル氏の為に冤を解く」前掲『明治文化全集』第二卷四三一頁以下)。
- (34) 中江兆民「三酔人経倫問答」岩波文庫一九八三年。この点につき、岩崎允胤『日本近代思想史序説』(明治前期篇)「上巻新日本出版社二〇〇二年三八四頁以下、参照。
- (35) 小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房一九六九年二四九頁、参照。
- (36) 中村元・山田統編『世界思想教養辞典』日本・東洋編第二版東京堂出版一九六七年三六七頁、参照。
- (37) 溝口雄三他編『中国思想文化事典』東京大学出版会二〇〇一年一四六頁。
- (38) そもそも、厳復は最初からスペンサー『総合哲学体系』を翻訳したかったのだが、ちょうど出版されたばかりの

ハックスリを翻訳したのだといわれている(高田淳『中国の近代と儒教』紀伊國屋書店一九八一年一四八頁、参照)。

(39) 嚴復・坂出祥伸訳『天演論翻譯の自序』西順藏・島田庚次編訳『清末民国初政治評論集』(中国古典文学大系 第五八卷) 平凡社一九七一年八四頁以下。

(40) 高田前掲『中国の近代と儒教』一五六頁、参照。

(41) 山口一郎「康有為(一八五八—一九二七)」東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』下巻新装版勁草書房一九八七年七四五頁、参照。

(42) 山口前掲「康有為(一八五八—一九二七)」七四六頁以下、参照。なお、康有為と公羊学の比較分析は竹内弘行『中国の儒教的近代化論』研文出版一九九五年六七頁以下に詳しい。

(43) 土屋英雄編『現代中国の人権—研究と資料—』信山社一九九六年三七頁以下、同編『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』明石書店一九九八年五三頁以下、同『梁啓超の『西洋』撰取と権利—自由論—狭間直樹編』共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房一九九九年一三二頁以下、参照。

(44) 土屋編前掲『中国の人権と法』五四頁以下、参照。

(45) この点につき、土屋編前掲『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』五七頁以下、参照。

(46) 土屋編前掲『中国の人権と法—歴史、現在そして展望』六三頁、参照。

(47) 狭間直樹『新民説』略論—狭間編前掲『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』八六頁、参照。

(48) 岡克彦「韓国近代政治思想と法秩序の基本構造—兪吉濬の『競励原理』による社会発展への試み—」二〇〇〇年(北海道大学法学博士学位論文)、等。

(49) 전복희『사회진화론과 국가사상—구한말을 중심으로—』도서출판 한울一九九六年一—三頁、参照。

(50) 兪吉濬「競争論」『兪吉濬全書』IV 政治經濟編 第二版 一潮閣一九九六年四七頁。

(51) 兪吉濬前掲「競争論」五七頁。

(52) 전복희前掲『사회진화론과 국가사상—구한말을 중심으로—』一〇四頁、参照。

(53) 전복희前掲『사회진화론과 국가사상—구한말을 중심으로—』一〇二頁以下、参照。

(54) 전복희前掲『사회진화론과 국가사상—구한말을 중심으로—』一一五頁以下、参照。

(55) 李珍河「人生の大罪惡은自由를棄함에在함」太極學報 第五号四六頁以下。

(56) 警世生「人權은國權의基礎」大韓學會月報第四号一七頁以下。

(57) 岳裔「民是論」大韓興學報第八号一一頁以下。

- (58) この点について、慎連緯「동아시아 3 국의 社会進
化論受容에 관한研究」加藤弘之、梁啓超、申采浩の
사상 을 중심으로」一九九〇年（ソウル大学大学院
外文学科博士学位論文）一六八頁以下、等、参照。
- (59) 例えば、李錫龍「我斗社会的関繫」西北学会月報第一
九号三一頁によれば、「社会は私の団体である。我は社
会の分子である。故に私の完全は即ち社会の完全である。
私の腐敗は即ち社会の腐敗である」とされる。
- (60) 他方でこれらとは別に、先に挙げたように、韓国の憲
法の教科書が日本のドイツ学の系譜を継いでいることを
附言しておきたい。最初の教科書のうち、兪致衡講述「憲
法」は穂積八束の、金祥演「憲法」は副島義一の、金祥
演「国法学」は有賀長雄の講義録を元に行っていると思わ
れる。
- (61) この点につき、詳しくは山室信一「日本学問の持続と
転回」松本・山室校注前掲「学問と知識人」四九三頁以
下、参照。
- (62) 本論文は、二〇〇二年一月上海大学における同テー
マの下でのシンポジウム報告として作ったものである。
- (63) 藤原帰一「グローバリゼーションとは何か」国分良成・
藤原帰一・林振江編「グローバル化した中国はどうなる
か」新書館二〇〇〇年七七頁。
- (64) 山下前掲「スペインと日本近代」四頁。
- (65) 小熊英二「グローバリズムと日本ナショナリズム」国
分・藤原・林振江前掲「グローバル化した中国はどうな
るか」二〇六頁。
- (66) 小熊前掲「グローバリズムと日本ナショナリズム」二
一二頁以下。